

八王子市職員ハラスメント苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職員が快適に働くことができる職場環境を確保するため、ハラスメントに起因する問題（ハラスメントのため職員の職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。以下同じ。）が生じた場合に適切に対応するための相談・苦情の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談・苦情相談への対応)

第2条 職員からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出に対応するため、相談・苦情処理窓口を別表1のとおり設置し、窓口相談員を配置する。

- 2 相談員は、相談及び苦情への対応について別に定める事項に十分留意し、その対応に当たらなければならない。
- 3 相談員は、相談及び苦情の申出をした職員（以下「申出人」という。）及び関係者から相談を受ける。相談員は、その相談・苦情に係る問題の事実関係の確認及び当該申出人に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に処理するものとする。
- 4 相談員は、原則、男性1名・女性1名の計2名で対応し、相互に連携、協力して処理に当たるものとする。
- 5 相談員は、第1項による相談及び苦情の申出を受けたときは、事実の概要について委員会に報告しなければならない。ただし、第5条に基づいて委員会が開催されたときは、この限りではない。
- 6 相談員は申出人及び関係者の体調を気遣い、必要な場合は産業保健スタッフ等への相談を勧める。

(ハラスメント苦情処理委員会の設置)

第3条 ハラスメントに起因する問題に関する苦情（以下「苦情」という。）を審議し公正な処理に当たするため、ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 委員は、男女同数となるよう努めるものとする。
- 4 委員会の庶務は、総務部安全衛生管理課において処理する。

(委員の職務及び代理)

第4条 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序により、委員がその職務を代理する。
- 3 会長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その審議に参加することができない。

(委員会の開催)

第5条 相談員が委員会で処理することが適当と判断した場合又は申出人が委員会での処理を希望した場合は、相談員は、委員会の開催を要求しなければならない。

- 2 委員会は、前項の開催要求があった場合、又は会長が必要と認める場合、会長が招集する。

3 委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員会の調整)

第6条 委員会は、関係者から事情聴取を行うなど適切な調査活動を行い、事実関係を確認する。

- 2 委員会は、相談員又は委員の中から適当な者を調査担当として指名する。
- 3 当該事案の関係者は、委員会の調査に協力しなければならない。
- 4 委員会は、調査の結果を審議し、対応を協議する。
- 5 委員会の審議は、出席委員の意見を取りまとめ集約する。
- 6 委員会が必要と判断した場合は、委員会は弁護士等ハラスメントに関して専門的知識・経験を有する者に意見を聴くことができる。

(委員会の掌理事項)

第7条 委員会は、苦情の事案に対し、次に掲げる事項について迅速かつ適切に処理する。

- 1 相談員から相談及び苦情の申出事実の概要について報告を受けること。
- 2 関係者から事情聴取等適切な調査活動を行うこと。
- 3 事実関係を確認し、審議を行うこと。
- 4 委員会は申出人と申出人がハラスメントによる被害を受けた職員（以下「被害者」という。）以外の場合には被害者及びハラスメントをしたと指摘を受けた職員（以下「行為者」という。）に対し、審議結果を口頭で報告する。行為者に対しては、必要に応じて注意・警告等を行う。また申出人の了解を得た上で、調整（職場環境の早期改善措置を行うことをいう。）、調停（関係者の話し合いによる解決をいう。）、あっせん（委員又は相談員が関係者の間に入って取り持つことをいう。）を行う。
- 5 審議の結果、必要な場合には、人事部門に報告し、申出人及び行為者の人事上の配慮・措置を依頼する。
- 6 人事部門において、ハラスメントの態様に応じ、八王子市職員服務規程に基づき、処分を行う。

(個人情報保護、不利益な取り扱いの禁止)

第8条 相談・苦情処理に当たっては、関係者の個人情報の保護に努め、特に申出人及び調査に協力した者が不利益を被らないよう留意しなければならない。

- 2 苦情処理委員会関係者は、委員会関連で知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、苦情処理等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 相談・苦情処理窓口、相談員

相談・苦情処理窓口	相談員
総務部安全衛生管理課	衛生管理者、労務担当主査、総務担当主査、 その他ハラスメントや人権問題に対する知識を持つ職員から適任者を選任
総務部労務課	
学校教育部教育総務課	

別表2 ハラスメント苦情処理委員 8名（男女同数が望ましい）

会長	総務部安全衛生管理課長	
委員	学校教育部管理職	1名
	女性管理職	1名
	市民活動推進部男女共同参画課長	
	総務部職員課主査	1名
	学校教育部教職員課主査	1名
	八王子市職員組合推薦の委員	2名